ジーへつながり~

松江市ボランティア連絡協議会規約

(名 称)

第1条 本会は、松江市ボランティア連絡協議会と称する。

(目 的)

第2条 本会は、ボランティア団体の相互交流と研修を行い、協力して地域社会の充実発展に寄 与することを目的とする。

(事務局)

第3条 本会の事務局は、松江市ボランティアセンター内に置く。

(事 業)

- 第4条 本会は第2条の目的を達成するため、次の事業を行う。
 - (1) ボランティアの相互交流に関すること。
 - (2) ボランティアの相互学習に関すること。
 - (3) ボランティア活動の普及に関すること。
 - (4) ボランティア意識の高揚に関すること。
 - (5) その他目的達成に必要な事業。

(会 員)

- 第5条 本会は、ボランティア団体(以下「会員」という。)をもって組織する。
- 2. 会員は次に掲げる条件を備えなければならない。
 - (1) 松江市内に所在する団体であること。
 - (2) 団体の意思決定と執行のための組織が確立されていること。
 - (3) 3ヶ月以上の活動実績があること。
 - (4) 政治活動、宗教活動を行っていないこと。
 - (5) 本会会員と協調して、本会目的の達成に努めること。
- 3. 本会に加入しようとする団体は、加入申込書(別紙1)を提出し、役員会の承認を得るものとする。
- 4. 会員は次の事由によりその資格を失う。
- (1) 退会届の届出。
- (2) 会員としてふさわしくないと認められる事実が発生した場合で、常任委員会の議決を得たとき。

(会 費)

- 第6条 会員は、会費を毎年所定の期日までに納入する。
- 2. 会費については別に定める。

(役員)

第7条 本会に、次の役員を置く。

会 長 1名

副 会 長 若干名

常任委員 20名以内

監 事 2名

(役員の選任及び任期)

- 第8条 役員の選任及び任期は次による。
 - (1) 会長、副会長及び監事は総会において選任する。

- (2) 常任委員は、会長が会員の中から委嘱した者及び専門委員会の委員長をもってこれに充てる。
- (3) 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- (4) 前期役員は新役員の選考まで任期を務める。
- (5) 補欠による役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員の任務)

- 第9条 役員の任務は次による。
 - (1) 会長は、会務を総括し、総会の議長となる。
 - (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときにはこれを代行する。
 - (3) 常任委員は、常任委員会を組織し、本会の業務を審議し、執行する。
 - (4) 監事は、業務執行状況及び会計を監査する。

(会 議)

第10条 本会の会議は、総会、役員会及び常任委員会とする。

- 2. 総会は、会員の代表者各1名をもって組織し年1回以上開催し、役員の選任並びに規約、事業計画、予算及び決算、その他本会の重要事項を審議決定する。決議は会員の2分の1以上が出席し、出席した会員の過半数で可決される。可否同数の場合は議長がこれを決する。
- 3. 役員会は、会長、副会長、事務局長で構成し、本会業務を執行する。
- 4. 常任委員会は、会長が必要に応じて召集し、本会業務の企画・運営について審議し、執行する。

(専門委員会)

第11条 本会は、課題別、事業別に専門委員会を置くことができる。

- 2. 専門委員会は、会長が必要と認めたものについて設置する。
- 3. 専門委員会に委員長を置き、委員の中から互選する。
- 4. 専門委員会に関し、必要な事項は別に定める。

(経 費)

第12条 本会の運営に要する経費は、会費・補助金・寄付金及びその他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第13条 本会の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事務局職員)

第14条 本会の事務局に、事務局長及び事務局員若干名をおく。

2. 事務局長及び事務局員は、会長が委嘱する。

附則

- この規約は、昭和58年11月20日から施行する。
- この規約は、平成5年10月21日から施行する。
- この規約は、平成9年5月22日から施行する。
- この規約は、平成15年4月1日から施行する。
- この規約は、平成17年3月18日から施行する。
- この規約は、平成21年6月15日から施行する。
- この規約は、平成24年5月23日から施行する。
- この規約は、平成24年10月24日から施行する。



松江市ボランティア連絡協議会運営細則

第1条 本細則は松江市ボランティア連絡協議会規約(以下「規約」という)の施行について、 必要な事項を定める。

(会 費)

- 第2条 規約第11条に定める会費は、年間会費とし次のとおりとする。
 - (1) 会員会費年間 1,000円

(休 会)

第3条 活動休止中の会員は活動休止届を提出し、役員会の承認を得た場合に当該期間中の会費は免除する。

(退 会)

第4条 通算して2年以上会費を滞納したとき、規約第5条4項により会員資格を失う。

附 則

この細則は、平成25年4月1日から施行する。

歴代正副会長

| 年 月 日 | 会 長 | 副 会 長 | |
|------------------|---------|-----------------|---------|
| 昭和 58年11月20日 | 松浦繁市 | | |
| 60年 4月 1日 | 井戸内 正 | | |
| 平成 5年 2月19日 | 山 本 直 治 | 工 道 文 代 | |
| 19年 4月 1日 | 吉 長 義 親 | 工 道 文 代 石 倉 純 子 | |
| 22年 4月 1日 | 吉 長 義 親 | 石 倉 純 子 川 中 瀧 子 | |
| 23年 4月 1日 | 原屋文次 | 平 田 寛 容 川 中 瀧 子 | 坂 本 和 正 |
| 24年 1月11日 ~現在 | 平田寛容 | 川中瀧子坂本和正 | |

歴代松江市ボランティアセンター所長

| 年 月 日 | 会 長 |
|------------------|---------|
| 平成 4年 4月 1日 | 加藤忍三 |
| 8年 4月 1日 | 木 村 更 生 |
| 12年 4月 1日 | 山 根 憲 昭 |
| 16年 4月 1日 | 山 本 寿 子 |
| 23年 4月 1日 | 景 山 直 樹 |
| 23年11月 1日 ~現在 | 目 次 宗 生 |



が一つながり~

松江市ボランティア連絡協議会役員名簿

| | 役 職 | 氏 名 | 所 属 団 体 |
|----|------|---------|-------------------------|
| 1 | 会 長 | 平田寛容 | 音訳奉仕の会 ひびき松江 |
| 2 | 副会長 | 川 中 瀧 子 | 松江ほほえみの会 |
| 3 | 副会長 | 坂 本 和 正 | 大庭ブルーウイングス |
| 4 | 常任委員 | 今 岡 克 己 | 松江地域振興予算ゼロ課 |
| 5 | 常任委員 | 小 川 倍 恵 | NPO法人高齢社会をよくする女性の会ぶどうの会 |
| 6 | 常任委員 | 勝部加代 | NPO法人まごころサービス松江センター |
| 7 | 常任委員 | 佐 伯 ノブ子 | 松江市パトロールママの会 |
| 8 | 常任委員 | 坂 本 佐土美 | 松江隠密忍者隊 |
| 9 | 常任委員 | 佐 藤 泰 功 | けんこう倶楽部21 |
| 10 | 常任委員 | 渋 谷 俊 弘 | ボランティアグループ「せんだん」 |
| 11 | 常任委員 | 澄 川 克 治 | くにびきマジッククラブ |
| 12 | 常任委員 | 高 山 幸 子 | NPO法人チャイルドラインしまね |
| 13 | 常任委員 | 田 中 紀代美 | ぷらっとサロン |
| 14 | 常任委員 | 谷 喜久子 | 要約筆記サークル松江かけはし |
| 15 | 常任委員 | 野口三郎 | 松江おもちゃの病院 |
| 16 | 常任委員 | 平 野 武 志 | 松江・出雲掃除に学ぶ会 |
| 17 | 常任委員 | 三 輪 利 春 | NPO法人プロジェクトゆうあい |
| 18 | 常任委員 | 若 槻 秋 子 | 古志原ボランティアの会 |

【監事】

| 役 職 | 氏 名 | 所 属 団 体 |
|-----|---------|------------------|
| 監 事 | 高 山 幸 子 | NPO法人チャイルドラインしまね |
| 監 事 | 若 槻 秋 子 | 古志原ボランティアの会 |

【事務局】

| | 役 職 | 氏 名 | 所 属 団 体 |
|---|------|---------|--|
| 1 | 事務局長 | 目 次 宗 生 | 松江市ボランティアセンター所長 (松江市社会福祉協議会地域福祉課課長) |
| 2 | 事務局員 | 雨 川 益 男 | 松江市社会福祉協議会地域福祉課係長 |
| 3 | 事務局員 | 岩本佳久 | 松江市ボランティアセンター主事 |
| 4 | 事務局員 | 梶 美知子 | 松江市ボランティアセンター臨時職員 |

